

7 障第 3024 号  
令和 7 年 2 月 18 日

市内障がい福祉サービス等事業者 様

岡崎市長 内田 康宏

就労継続支援事業所の指定申請等について（通知）

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。  
この度、厚生労働省から「就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて（令和 7 年 11 月 28 日付け障障発 1128 第 1 号）」が発出されたことを受け、本市における指定申請等に係る手続きについて、下記のとおり見直しを図ることとしました。

なお、本取り扱いは、岡崎市内の事業所の指定に関する取り扱いであり、他の指定権者の取り扱いとは異なることがありますので御承知おきください。

記

1 新規指定における審査について

(1) 対象サービス

就労継続支援 A 型・B 型

(2) 指定申請スケジュール

| 実施時期・期限      | 審査項目           | 提出書類                                                                                                                                                   |
|--------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定の 4 月前の月末  | ア 事業計画書等<br>審査 | ・事業計画書<br>・既存事業所の実施状況<br>一覧表<br>・管理者経歴書<br>・生産活動シート<br>・収支予算書<br>・法人の財務状況が分かる<br>書類<br>・法人の登記簿、定款<br>・生産活動別作業工程計画<br>（就労 A のみ）<br>・その他岡崎市が必要と<br>認めた書類 |
| 指定の 3 月前の月末  | イ 管理者面談        |                                                                                                                                                        |
|              | ウ 図面審査         | 図面相談票<br>平面図                                                                                                                                           |
| 指定の 2 月前の月末  | エ 指定申請審査       | 指定申請書一式                                                                                                                                                |
| 指定の 1 月前の中下旬 | オ 現地審査         |                                                                                                                                                        |
|              | カ 指定           |                                                                                                                                                        |

#### ア 事業計画書等審査

指定希望者は、指定の4月前月末までに市障がい福祉課メールアドレス宛に事業計画書等を提出し、内容の不備等により補正を求められた場合、速やかに対応すること。

なお、適切な支援及び事業運営を行う観点から、事業所の管理者となる予定の者が責任をもって作成又は把握すること。

#### イ 管理者面談

アの審査後、市と日程調整の上、管理者面談を実施する。管理者は事業計画書等の説明を行い、市からの質問に対する回答を行う。指摘を受けた事項について改善対応を行うこと。

#### ウ 図面審査

従来通り

#### エ 指定申請審査

従来通り

#### オ 現地審査

主に以下の観点で実施する。

- ・指定基準で定められている設備要件が守られているか
- ・物件の改修工事が完了しているか
- ・消防署の指導による設備の設置が完了しているか
- ・サービス提供記録のひな型や掲示物、職員の出退勤管理等、運営基準の整備状況等

## 2 生産活動シートについて

就労継続支援事業所における生産活動等の実態把握を効率的に行う観点から、既存事業所においても毎年度6月頃に依頼する工賃（賃金）実績報告の際に生産活動シートの提出を求めることとします。必要に応じて、聞き取りの実施や追加で根拠書類の提出を求める場合があることに御留意いただき、詳細は別途依頼文を改めて発出します。

## 3 その他

(1) 本見直しは、令和8年6月1日新規指定分から適用します。

例) 6月1日（月）指定希望 ⇒ 事業計画書等の提出〆切2月27日（金）

(2) 本見直しにおける指定申請スケジュールは、就労継続支援事業の新規指定を希望された場合を想定したものですが、必要に応じて、他の障がい福祉サービス等の申請の際にも、確認させていただくことがありますので、御留意ください。

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課施策係

TEL:0564-23-6165/FAX:0564-25-7650

Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp